

学校伝染病による出席停止について

下記の病気は学校伝染病といわれ、軽症であっても登校できません。病院にて診断された場合、学校へ連絡をお願いします。

また、法律で定められた出席停止のため、欠席扱いにはなりません。医師の登校許可が出るまで家庭で安静にしてください。

医師から登校許可が出ましたら、下記の『回復届出書』に必要事項を記入し、学校に提出してください。

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱・ポリオ・SARS 鳥インフルエンザ等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	コレラ・腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の伝染病	医師が伝染のおそれがないと認めるまで

※ 下記の『回復届出書』は、保護者が記入して提出してください。

『回復届出書』

病名	出席停止期間	平成 年 月 日 から 月 日まで
平成()年()月()日に()病院を受診し、医師の診断を受けました。 ()月()日に再受診し、医師より登校の許可が出ましたので、登校させます。 平成 年 月 日 年 組 番 生徒名 _____ 保護者名 _____ 印		